

沿岸広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年3月13日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長部漁港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市気仙町字湊178番54地先から178番2地先まで	新	m 18.8～9.6	m 27.3
	旧	19.7～16.5	27.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 令和2年3月13日から同年4月13日まで